

一般向け



2020年4月から 事業所、飲食店など多くの施設において 屋内は原則禁煙になります

ご存じですか?

改正健康増進法が2020年4月1日より全面施行されます。
望まない受動喫煙がない京都府をつくりましょう。

POINT 1 20歳未満の方は喫煙エリアへの立ち入りが禁止に

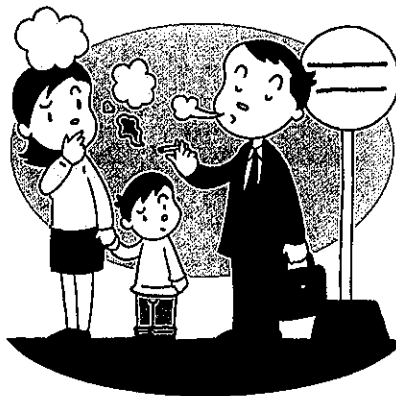


小さなお子さまを連れてご家族での施設利用の際は、ご注意ください

20歳未満の方については、喫煙エリアへは立ち入り禁止となります。ご家族での施設利用の際はご注意ください。

POINT 2 喫煙する際には、受動喫煙がないよう配慮しましょう!

特に子ども、妊婦、患者などが集まる場所では喫煙を控えてください。



POINT 3 屋内で喫煙できる施設の入り口に標識掲示されています↓

施設に喫煙室があることを示す各標識



喫煙専用室あり



加熱式たばこ専用喫煙室あり



喫煙目的あり



喫煙可能室あり

違反時には罰則が科せられる場合があります(一例)

喫煙禁止場所での喫煙(加熱式たばこを含む)	喫煙禁止場所に灰皿等を設置
【対象】すべての人	【対象】施設管理権原者
最大 30万円以下	最大 50万円以下

NO SMOKING



法改正スケジュール

2019年		2020年	
7月	9月(ラグビーW杯)	4月	7月(東京オリパラ)
1/24 一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)			
		7/1 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関)原則敷地内禁煙	
		4/1 全面施行(上記以外の施設等)原則屋内禁煙	

改正健康増進法について、より詳しい情報は以下のWebサイトでご確認ください。

厚生労働省
特設サイト



厚生労働省
(法令など)
掲載ページ)



京都府の
受動喫煙
防止対策



問い合わせ先

所在地の保健所にご連絡ください

※京都市内の施設については、TEL 075-746-6794の専用窓口までお問い合わせください。

乙訓保健所 TEL 075-933-1153
山城北保健所 TEL 0774-21-2192

山城南保健所 TEL 0774-72-0981
南丹保健所 TEL 0771-62-4753

中丹西保健所 TEL 0773-22-6381
中丹東保健所 TEL 0773-75-0806
丹後保健所 TEL 0772-62-4312



2020年4月から 事業所、飲食店など多くの施設において 屋内は原則禁煙になります

ご存じですか?

改正健康増進法が2020年4月1日より全面施行されますので、
早めの準備をよろしくお願いします。

POINT 1 20歳未満の方は
喫煙エリアへの
立ち入りが禁止に

POINT 2 屋内での喫煙には
喫煙室の設置が
必要に

POINT 3 喫煙室には
標識掲示が
義務付けに



※標識は厚生労働省のOからダウンロードできます

改正健康増進法では、原則屋内禁煙となります。

しかし、施設における事業の内容や経営規模への配慮から、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められています。
喫煙室を設ける場合は、施設のタイプによって設置可能な喫煙室が異なります。

◆喫煙が可能となる4タイプの喫煙室について

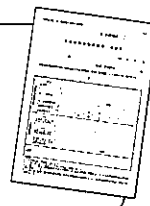
各種喫煙室	喫煙専用室	加熱式たばこ専用喫煙室	喫煙目的室	喫煙可能室
○たばこの喫煙が可能 ×飲食等の提供不可	○たばこの喫煙が可能 ×飲食等の提供不可	△加熱式たばこに限定 ○飲食等の提供可能	○たばこの喫煙が可能 ○飲食等の提供可能	○たばこの喫煙が可能 ○飲食等の提供可能
一般的な事業者が適合	経過措置 一般的な事業者が適合	特定事業 目的施設に限定	経過措置 既存特定飲食提供施設 [※] に限定	
喫煙専用室あり Designated smoking room available	加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available	喫煙目的室あり Smoking room available	喫煙可能室あり Smoking room available	

※既存特定飲食提供施設とは

- ◆条件1 2020年4月1日時点で営業している飲食店であること
- ◆条件2 資本金5,000万円以下であること
- ◆条件3 客席面積100㎡以下であること

上記3つの条件を満たしている事業者の該当施設に限り、既存特定飲食提供施設として、「喫煙可能室」の設置を選択することができます。

「喫煙可能室」設置を希望される事業者は、所在地の保健所に届出を提出してください



小さなお子さまを連れ
たご家族での施設利用
の際は、ご注意ください

20歳未満の方については、喫煙エリアへは立ち入り禁止となります。ご家族での施設利用の際はご注意ください。

事業者の皆さまへ

20歳未満の従業員も立ち入ることはできません。万が一、20歳未満の方を喫煙エリアに立ち入らせた場合、施設の管理者は義務違反の対象となります。

たばこの煙が出ないよう整備が必要です

喫煙室以外の場所にたばこの煙が流れないように、専用の喫煙室を設ける場合は、流出防止に係る要件が定められています。

改正健康増進法について、より詳しい情報は以下のWebサイトでご確認ください。

厚生労働省
特設サイト



厚生労働省
(法令など
掲載ページ)



京都府の
受動喫煙
防止対策



問い合わせ先

所在地の保健所にご連絡ください

※京都市内の施設については、TEL 075-746-6794の専用窓口までお問い合わせください。

乙訓保健所 TEL 075-933-1153
山城北保健所 TEL 0774-21-2192

山城南保健所 TEL 0774-72-0981
南丹保健所 TEL 0771-62-4753

中丹西保健所 TEL 0773-22-6381
中丹東保健所 TEL 0773-75-0806
丹後保健所 TEL 0772-62-4312